私たちの「働く力」をみてください！！

～皆様の温かな御理解が生徒たちの輝く未来へつながります～

岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校

岐阜清流高等特別支援学校では、軽度知的障がいの高校生が学んでいます。
「社会人として職業自立を目指し、一般企業等で働くために必要な力の育成、地域社会の一員として豊かに生きる力を身につける」ことを目標に、総合産業科として専門コース（ものづくり・サービスコミュニケーション等）を中心にして、学習しています。　その中で、地域の企業の方にご理解を得て、実際の現場で学習させていただく実習を実施しています。この実習は、卒業後の就職先を決定する大切な機会となっています。ぜひ、実習の受け入れをお願いします。

1　実習のねらい
- 就労に向け、職業的自立に必要な力を身につける。
- 就労に向け、作業種や作業内容など、自己の適性を見極める。

2　実習の実施時期等

実習には二通りの形態があります。
- 企業内実習（企業内作業実習）　インターンシップ的要素が強く職種の経験目的が強くなります。
  １年　　年間３回・・・・１０月・１２月（３日間連続）　２月（５日間連続）
- 現場実習（産業現場等における実習）　企業就労を目指し仕事への心構え、労働の大切さや喜び等を学びます。就労について職種等の適性を判断します。
  ２年・３年　年間２回・・・・２年：６月・１０月（２週間×２）
  ３年：５月・　９月（２週間×２）
- 土日祝祭日は休みでお願いいたします。非常変災時等、休みにさせていただくことがあります。

3　実習でお願いする生徒
- 高等部１、２、３年生
- 次の条件を満たした生徒の受け入れをお願いしています
  ①　通勤も含め、自分のことは自分でできる
  ②　職場の方の指示に従うことができる
  ③　安全に留意できる
  ④　仕事に意欲的に取り組み、ある程度の作業力がある

4　実習時間

会社の就業規則などに則して実施します。ただし、残業はできません。

5　費用等

経費は自己負担とします。学習活動ですので、報酬・交通費等一切いただきません。

6　安全確保等

事故防止のための配慮をお願いします。もし、生徒が事故にあった場合には、独立行政法人日本スポーツ振興センターの適用を受けます。授業の一環として扱われますので、学校の責任で処理いたします。

実習までの流れ

◎　実習依頼・面接

1　進路担当が説明に伺います。
- 生徒の様子をお伝えし、できそうな仕事を相談します。
- 場合によっては、面接を行い、受け入れを判断していただきます。
- 実習可能となった場合、日程を調整します。

2　打ち合わせをお願いします。
- 通勤方法、仕事内容や実習時間、持ち物などを確認します。その後、本人、保護者等で伺います。

◎　実習開始

1　巡回指導を行います。
- 初日、最終日に挨拶に伺います。
- 期間中、巡回指導に職員が訪問します。生徒の様子や課題などをお聞かせください。保護者等も挨拶、見学に訪問させていただくこともあります。
- 必要に応じて、現場で指導を行います。

2　実習日誌をお願いします。
- 家庭との連絡に実習日誌を用意しています。毎日提出しますので検印等をお願いします。

3　最終日に、課題等をご指導いただけるとありがたいです。

4　就労能力に関する評価をお願いします。課題を明確にし、今後の指導に活用します。

知的障がい者は、仕事の手順を理解するのに多少時間がかかります。
しかし、与えられた仕事に対しては真面目に取り組み、能力を最大限に発揮して一生懸命に働くという点を評価していただき、多くの会社で就労し活躍しています。

地域で学び地域で育てていただき、地域に貢献できることを強く願い、地域の皆様のご理解とご協力を得ながら、社会自立を目指します。ぜひ、働くことを実際の現場で学ぶチャンスを、まず与えていただけたらと思います。

就職後は職業生活の安定を図るため、ハローワーク（公共職業安定所）には専門相談員制度があり、フォローアップを行っております。　学校も同様に卒業後の指導にも力を入れていきます。

実習に関してのお問い合わせは、進路指導部までお願いいたします。
お気軽にお問い合わせください。詳しく説明させていただきます。
学校見学は随時、受け付けています。
メルマガも配信していますので、ご希望の方は連絡ください。

501-3133　岐阜市芥見南山 3-11-1
岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校
電話０５８－２４３－０７１０　（進路担当まで）
HP：https://school.gifu-net.ed.jp/seiryu-asns/